

移動式水モニタを搭載する船舶の消火ポンプの容量に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

移動式水モニタを搭載する船舶の消火ポンプの容量に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則では、移動式水モニタが搭載される船舶について、当該装置が主消火ポンプから給水される場合、当該ポンプの総容量は、すべての移動式水モニタ及び消火ホースに対して同時に給水可能なものとする旨規定されている。一方で、消火ポンプの総容量は、ビルジ排水に必要な量の 3 分の 4 以上の量を給水することができるものとする旨規定されているため、大型船舶では消火目的のために必要なポンプの容量を大きく超える容量が要求される場合がある。

このため、移動式水モニタが主消火ポンプから給水される場合の当該ポンプの総容量等に関する統一解釈 SC270(Rev.1)が、2015 年に IACS にて採択され、既に本会規則（外国籍船舶用）に取り入れている。

当該統一解釈が 2016 年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会（MSC97）にて審議された結果、MSC.1/Circ.1550 として承認された。

従って、当該サーキュラーに基づき、外国籍船舶用規則と同様に日本籍船舶に対する関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 移動式水モニタが消火主管から給水される場合の主消火ポンプの総容量及び消火主管の径を規定した。
- (2) 危険物を運送する船舶に移動式水モニタが要求される場合の主消火ポンプの総容量及び消火主管の径を規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R10.2.1, R10.2.2, R19.3.1